

平成30年5月1日

宮城県内自動車運送事業者 各位

国土交通省東北運輸局宮城運輸支局

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり平成30年4月20日付けで改正されましたので、貴社におかれましても取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

| 新    |       |         |  | 旧     |        |         |  |
|------|-------|---------|--|-------|--------|---------|--|
|      | 国自総第  | 510号    |  | 国自総第  | 510号   |         |  |
|      | 国自貨第  | 118号    |  | 国自貨第  | 118号   |         |  |
|      | 国自整第  | 211号    |  | 国自整第  | 211号   |         |  |
|      | 平成15年 | 3月 10日  |  | 平成15年 | 3月 10日 |         |  |
| 一部改正 | 国自総第  | 330号    |  | 一部改正  | 国自総第   | 330号    |  |
|      | 国自貨第  | 94号     |  |       | 国自貨第   | 94号     |  |
|      | 国自整第  | 96号     |  |       | 国自整第   | 96号     |  |
|      | 平成18年 | 10月 27日 |  |       | 平成18年  | 10月 27日 |  |
| 一部改正 | 国自総第  | 588号    |  | 一部改正  | 国自総第   | 588号    |  |
|      | 国自貨第  | 165号    |  |       | 国自貨第   | 165号    |  |
|      | 国自整第  | 180号    |  |       | 国自整第   | 180号    |  |
|      | 平成19年 | 3月 30日  |  |       | 平成19年  | 3月 30日  |  |
| 一部改正 | 国自安第  | 55号     |  | 一部改正  | 国自安第   | 55号     |  |
|      | 国自貨第  | 73号     |  |       | 国自貨第   | 73号     |  |
|      | 国自整第  | 48号     |  |       | 国自整第   | 48号     |  |
|      | 平成21年 | 9月 28日  |  |       | 平成21年  | 9月 28日  |  |
| 一部改正 | 国自安第  | 119号    |  | 一部改正  | 国自安第   | 119号    |  |
|      | 国自貨第  | 116号    |  |       | 国自貨第   | 116号    |  |
|      | 国自整第  | 93号     |  |       | 国自整第   | 93号     |  |
|      | 平成21年 | 11月 20日 |  |       | 平成21年  | 11月 20日 |  |
| 一部改正 | 国自安第  | 9号      |  | 一部改正  | 国自安第   | 9号      |  |
|      | 国自貨第  | 12号     |  |       | 国自貨第   | 12号     |  |
|      | 国自整第  | 7号      |  |       | 国自整第   | 7号      |  |
|      | 平成22年 | 4月 28日  |  |       | 平成22年  | 4月 28日  |  |
| 一部改正 | 国自安第  | 169号    |  | 一部改正  | 国自安第   | 169号    |  |
|      | 国自貨第  | 140号    |  |       | 国自貨第   | 140号    |  |
|      | 国自整第  | 144号    |  |       | 国自整第   | 144号    |  |
|      | 平成23年 | 3月 31日  |  |       | 平成23年  | 3月 31日  |  |
| 一部改正 | 国自安第  | 77号     |  | 一部改正  | 国自安第   | 77号     |  |
|      | 国自貨第  | 82号     |  |       | 国自貨第   | 82号     |  |
|      | 国自整第  | 148号    |  |       | 国自整第   | 148号    |  |
|      | 平成24年 | 4月 16日  |  |       | 平成24年  | 4月 16日  |  |
| 一部改正 | 国自安第  | 32号     |  | 一部改正  | 国自安第   | 32号     |  |
|      | 国自貨第  | 11号     |  |       | 国自貨第   | 11号     |  |
|      | 国自整第  | 35号     |  |       | 国自整第   | 35号     |  |
|      | 平成25年 | 5月 1日   |  |       | 平成25年  | 5月 1日   |  |
| 一部改正 | 国自安第  | 210号    |  | 一部改正  | 国自安第   | 210号    |  |
|      | 国自貨第  | 98号     |  |       | 国自貨第   | 98号     |  |

|      |        |         |
|------|--------|---------|
|      | 国自整第   | 244号    |
|      | 平成 25年 | 12月 16日 |
| 一部改正 | 国自安第   | 282号    |
|      | 国自貨第   | 132号    |
|      | 国自整第   | 349号    |
|      | 平成26年  | 3月 4日   |
| 一部改正 | 国自安第   | 203号    |
|      | 国自貨第   | 61号     |
|      | 国自整第   | 291号    |
|      | 平成 26年 | 12月 25日 |
| 一部改正 | 国自安第   | 104号    |
|      | 国自貨第   | 55号     |
|      | 平成27年  | 8月 12日  |
| 一部改正 | 国自安第   | 156号    |
|      | 国自貨第   | 91号     |
|      | 国自整第   | 240号    |
|      | 平成27年  | 11月 9日  |
| 一部改正 | 国自安第   | 71号     |
|      | 国自貨第   | 31号     |
|      | 平成28年  | 7月 1日   |
| 一部改正 | 国自安第   | 200号    |
|      | 国自貨第   | 115号    |
|      | 国自整第   | 295号    |
|      | 平成29年  | 1月 13日  |
| 一部改正 | 国自安第   | 254号    |
|      | 国自貨第   | 167号    |
|      | 国自整第   | 368号    |
|      | 平成 29年 | 3月 10日  |
| 一部改正 | 国自安第   | 47号     |
|      | 国自貨第   | 34号     |
|      | 国自整第   | 65号     |
|      | 平成 29年 | 6月 8日   |
| 一部改正 | 国自安第   | 112号    |
|      | 国自貨第   | 83号     |
|      | 国自整第   | 169号    |
|      | 平成 29年 | 9月 29日  |
| 一部改正 | 国自安第   | 268号    |
|      | 国自貨第   | 187号    |
|      | 国自整第   | 364号    |
|      | 平成 30年 | 3月 30日  |

|      |        |         |
|------|--------|---------|
|      | 国自整第   | 244号    |
|      | 平成 25年 | 12月 16日 |
| 一部改正 | 国自安第   | 282号    |
|      | 国自貨第   | 132号    |
|      | 国自整第   | 349号    |
|      | 平成26年  | 3月 4日   |
| 一部改正 | 国自安第   | 203号    |
|      | 国自貨第   | 61号     |
|      | 国自整第   | 291号    |
|      | 平成 26年 | 12月 25日 |
| 一部改正 | 国自安第   | 104号    |
|      | 国自貨第   | 55号     |
|      | 平成27年  | 8月 12日  |
| 一部改正 | 国自安第   | 156号    |
|      | 国自貨第   | 91号     |
|      | 国自整第   | 240号    |
|      | 平成27年  | 11月 9日  |
| 一部改正 | 国自安第   | 71号     |
|      | 国自貨第   | 31号     |
|      | 平成28年  | 7月 1日   |
| 一部改正 | 国自安第   | 200号    |
|      | 国自貨第   | 115号    |
|      | 国自整第   | 295号    |
|      | 平成29年  | 1月 13日  |
| 一部改正 | 国自安第   | 254号    |
|      | 国自貨第   | 167号    |
|      | 国自整第   | 368号    |
|      | 平成 29年 | 3月 10日  |
| 一部改正 | 国自安第   | 47号     |
|      | 国自貨第   | 34号     |
|      | 国自整第   | 65号     |
|      | 平成 29年 | 6月 8日   |
| 一部改正 | 国自安第   | 112号    |
|      | 国自貨第   | 83号     |
|      | 国自整第   | 169号    |
|      | 平成 29年 | 9月 29日  |
| 一部改正 | 国自安第   | 268号    |
|      | 国自貨第   | 187号    |
|      | 国自整第   | 364号    |
|      | 平成 30年 | 3月 30日  |

最終改正 国自安第 11号  
国自貨第 8号  
国自整第 25号  
平成 30年 4月 20日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局貨物課長  
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

### 第3条 過労運転の防止

1. ～4. (略)
5. 第6項関係  
(1) 「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第5項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。  
(2) 「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、異常な感情の高ぶり等をいう。
- 6.・7. (略)

### 第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照）  
(1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。  
なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局貨物課長  
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

### 第3条 過労運転の防止

1. ～4. (略)
5. 第6項関係  
(1) 「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第5項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。  
(2) 「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等をいう。
- 6.・7. (略)

### 第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照）  
(1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。  
なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾

病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2)・(3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

(1) 乗務前点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧～⑩ (略)

(2) 中間点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧・⑨ (略)

(3) (略)

第18条 運行管理者等の選任

1. ～4. (略)

5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

イ. (略)

病、疲労等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2)・(3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

(1) 乗務前点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧～⑩ (略)

(2) 中間点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧・⑨ (略)

(3) (略)

第18条 運行管理者等の選任

1. ～4. (略)

5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

イ. (略)

ロ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転を  
することができない  
ハ. ～ホ. (略)

ロ. 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることがで  
きない  
ハ. ～ホ. (略)

附 則

改正後の通達は、平成30年6月1日から施行する。